

「新型コロナウイルスに関連した感染症への注意喚起」（その7）

【ポイント】

- 3月21日（土）、東ティモール保健省は、同省フェイスブックを通じて、国内で初の新型コロナウイルスの感染確定症例が発生した旨発表しました。
- 3月18日（水）の閣議決定により、東ティモールでも入国規制措置が即日発動されました。
- ディリ発着の航空便が減便・運休となっています。

（本文）

1 3月21日（土）、東ティモール保健省は、東ティモールで初の新型コロナウイルスの感染確認例（1例）が発生した旨を発表しました。

2 18日閣議決定により、以下のとおり入国規制措置が発動されています。

（1）東ティモール入国前4週間以内に、感染国・地域等に滞在又は通過した外国人来訪者の入国を認めない。

（2）但し、東ティモールで出生した外国人、滞在許可を付与されている外国人（外交団等が該当）等は前項の措置の対象とならない。

（3）国益の保護の観点から、（2）の入国禁止措置例外となっている外国人については、1週間前の外務・協力省への申請を条件に認める。

（4）感染国・地域等に滞在又は通過した東ティモール人及び外国人双方は、保健当局に居所を通報の上、14日間の「外出自粛」を自主的に行うこととする。

3 当地旅行会社からの情報によれば、ディリ発着の航空便は減便又は運休となっています。バリ便（シティリンク、スリウィジャヤ）は週1便（日曜日）に減便、シンガポール便（エア・ティモール）は4月以降運休、クパン便も3月21日以降運休です。

4 在留邦人の方々におかれては、引き続き、東ティモール政府が発表する関連情報を注視するとともに、東ティモールで感染者が確認されたことにより、東ティモール国民の間で動揺が広がる可能性が排除されません。在留邦人の皆様におかれても、関連情報に引き続き留意するとともに、噂や流言飛語に惑わされること無く冷静に対応してください

※ 日本大使館では今後も関連情報がある場合は、引き続き領事メールを発出しお知らせしていきます。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○ 渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

○ 参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

- ・フリーダイヤル：0120-565653（日本国内からのみ繋がる）
- ・外国からかける場合：+81-3-3595-2176（日本語、英語対応可）
- ・対応時間：日本時間の9：00～21：00（土日含む）

【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所：Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話：(国番号 670) 332-3131～2 緊急電話：7723-1127

ホームページ：<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール：ryoji.timor-leste@go.jp

(了)